

2017年（平成29年）3月27日

藤沢市農業委員会会長 齋藤 義治 様

藤沢市情報公開審査会  
会長 安富 潔

行政文書公開請求の公開拒否決定に関する審査請求について（答申）

2016年（平成28年）10月7日付けで諮問された「昭和38年度農業委員会あて陳情書（昭和38年7月27日付，〇〇〇〇〇，並びに〇〇〇〇両名が申請し，農業委員会8月18日受領の陳情書）」の行政文書公開請求に対する公開拒否決定の件について，次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

藤沢市農業委員会（以下「実施機関」という。）が「昭和38年度農業委員会あて陳情書（昭和38年7月27日付，〇〇〇〇〇，並びに〇〇〇〇両名が申請し，農業委員会8月18日受領の陳情書）」の行政文書公開請求に対し，2016年（平成28年）9月16日付けで行った行政文書公開拒否決定処分は妥当である。

## 2 事実

(1) 審査請求人は2016年（平成28年）9月2日付けで，実施機関に対し，藤沢市情報公開条例（平成13年藤沢市条例第3号。以下「条例」という。）第10条の規定により，「【藤沢市農業委員会】昭和38年度農業委員会あて陳状書開示請求 昭和38年7月27日付，〇〇〇〇〇，並びに〇〇〇〇両名が申請し，農業委員会8月18日受領の陳状書開示請求します。」（以下「本件請求文書」という。）の行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

なお，行政文書公開請求書の「請求に係る行政文書の内容」欄における表記で「状」とあるのは「情」の誤記であるとして以下審査する。

(2) 実施機関は，審査請求人に対し同月16日付けで，次のとおり理由を付して行政文書公開拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

<拒否する理由>

公開請求に係る資料は，特定の個人を名指しされたものであるため，当該情

報の存否を答えるだけで、特定の個人が農業委員会に対し陳情書を提出したことが明らかになり、個人のプライバシーが侵害されます。よって、本件請求に対しては条例第9条により当該情報の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否するものです。なお、仮に情報が存在するとしても、陳情の内容を公開することで、陳情を提出した個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第6条1号の個人に関する情報に該当するため非公開となる情報です。

- (3) 審査請求人は同月28日付けで、実施機関に対し、本件処分の取消しを求め審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (4) 実施機関は同年10月7日付けで、藤沢市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に対し、条例第18条第1項の規定により、本件審査請求について諮問した。

### 3 審査請求人の主張要旨

#### (1) 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分を取消すとの裁決を求める、というものである。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書によると、審査請求の理由は次のとおりである。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）並びに条例は、個人の識別情報を規定する。同条例第9条存否応答拒否処分は、公権力を行使した職権の乱用であり指弾する。

行政保有情報公開請求人が求める当該陳情書は、現状を申し述べ、善処を願う憲法14条で保障し、地方自治体が市民救済策として広く導入してきた制度である。農道が途切れ困窮している状況は公知のもので、プライバシーを侵害するものではない。実施機関は、一律に同第6条第1号を適用するが、申請内容と著しく相違する。なお、当該処分は、藤沢市における法令の遵守に関する条例（平成24年9月27日条例第6号）第3条に抵触し、実施機関は、同第4条の配慮義務を負っていることを附言する。

### 4 実施機関の主張要旨

実施機関から提出された非公開理由説明書及び口頭意見陳述によると、実施機関が本件処分を行った理由は次のとおりである。

- (1) 農業委員会へ提出された陳情は、内容を公開することについて陳情者の了承を得ておらず、当該文書を公開することで陳情を提出した個人の権利利益を害

するおそれがある秘匿すべき情報であり、本件請求文書は、特定の個人を名指しされたものであるため、当該情報の存否を答えるだけで、特定の個人が農業委員会に対し陳情書を提出したことが明らかになり、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報が記録された行政文書を公開することとなることから、本件請求に対しては条例第9条に基づき当該情報の存否を明らかにしないで当該請求に対して公開拒否決定を行った。

- (2) 審査請求人は審査請求理由の中で、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律並びに条例は、個人の識別情報を規定する。同条例第9条存否応答拒否処分は、公権力を行使した職権の乱用であり指弾する。(中略)実施機関は、一律に同第6条第1号を適用するが、申請内容と著しく相違する。」と主張するが、農業委員会へ提出された陳情は、内容を公開することについて陳情者の了承を得ておらず、当該文書を公開することで陳情を提出した個人の権利利益を害するおそれがある秘匿すべき情報であり、審査請求人が提出した行政文書公開請求書の「請求に係る行政文書の内容」欄には、陳情者2名の名前が記載されており、当該情報の存否を答えるだけで特定の個人が農業委員会に対し陳情書を提出したことが明らかになることから、プライバシーが侵害されることとなる。条例第9条では、「公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」とあることから、実施機関はこの条文の趣旨に則った理由を付記して決定を行ったものであり、審査請求人の主張には理由がなく、認容できるものではない。

また、審査請求人は審査請求理由の中で、「なお、当該処分は、藤沢市における法令の遵守に関する条例第3条に抵触し、実施機関は同第4条の配慮義務を負っていることを附言する。」と主張するが、審査請求人が2016年(平成28年)9月2日に行政文書公開請求を行った際、請求に係る行政文書の内容に個人の名前が記載されている場合、文書の存否を応答できないことから行政文書公開拒否決定になることを説明し、請求内容の補正を求めたにもかかわらず補正を行わなかった経緯もあることから、審査請求人の主張については理由がなく、到底容認することはできない。

よって、実施機関による本件処分に違法ないし不当はなく、審査請求人の主張には理由がないことから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人及び実施機関の主張に基づき審議した結果、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

実施機関は、本件請求における行政文書公開請求書の「請求に係る行政文書の内容」欄の記載内容の「昭和38年度農業委員会あて陳情書（昭和38年7月27日付、〇〇〇〇〇、並びに〇〇〇〇〇両名が申請し、農業委員会8月18日受領の陳情書）」に特定の個人の氏名が含まれるため、本件請求文書を特定しなかった。

(2) 本件処分について

ア 実施機関は、農業委員会へ提出された陳情は、内容を公開することについて陳情者の了承を得ておらず、当該文書を公開することで陳情を提出した個人の権利利益を害するおそれがある秘匿すべき情報であり、本件請求文書は、特定の個人を名指しされたものであるため、当該情報の存否を答えるだけで、特定の個人が農業委員会に対し陳情書を提出したかどうか明らかになり、条例第6条第1号に規定する個人に関する情報が記録された行政文書を公開することとなることから、個人のプライバシーが侵害されるとして、本件請求に対しては条例第9条により当該情報の存否を明らかにしないで当該公開請求を拒否する決定を行った。

イ これに対し、審査請求人は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年5月14日法律第42号）並びに条例は、個人の識別情報を規定する。同条例第9条存否応答拒否処分は、公権力を行使した職権の乱用であり指弾する。行政保有情報公開請求人が求める当該陳情書は、現状を申し述べ、善処を願う憲法14条で保障し、地方自治体が市民救済策として広く導入してきた制度である。農道が途切れ困窮している状況は公知のもので、プライバシーを侵害するものではない。実施機関は、一律に同第6条第1号を適用するが、申請内容と著しく相違する。なお、当該処分は、藤沢市における法令の遵守に関する条例（平成24年9月27日条例第6号）第3条に抵触し、実施機関は、同第4条の配慮義務を負っていることを附言する。」と主張している。

ウ 上記の点について、実施機関は、「審査請求人が提出した行政文書公開請求書の『請求に係る行政文書の内容』欄には、陳情者2名の名前が記載されており、当該情報の存否を答えるだけで特定の個人が農業委員会に対し陳情書を提出したかどうか明らかになり、個人のプライバシーが侵害されることとなる。条例第9条では、『公開請求に対し、当該公開請求に係る行政文書が

存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。』とあることから、実施機関はこの条文の趣旨に則った理由を付記して決定を行ったものであり、審査請求人の主張には理由がなく、認容できるものではない。また、審査請求人は審査請求理由の中で、『なお、当該処分は、藤沢市における法令の遵守に関する条例第3条に抵触し、実施機関は同第4条の配慮義務を負っていることを附言する。』と主張するが、審査請求人が2016年（平成28年）9月2日に行政文書公開請求を行った際、請求に係る行政文書の内容に個人の名前が記載されている場合、文書の存否を応答できないことから行政文書公開拒否決定になることを説明し、請求内容の補正を求めたにもかかわらず補正を行わなかった経緯もあることから、審査請求人の主張については理由がなく、到底認容することはできない。」と主張している。

エ 以上のことに照らせば、実施機関の主張については、必ずしも不合理な点はないものと認められる。

オ したがって、本件請求に対する行政文書の存否を明らかにしないで本件請求を拒否するとした実施機関の処分は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

以 上

別 紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容 等
2016. 9. 2	行政文書公開請求受付
9. 16	行政文書公開拒否決定処分
9. 28	行政文書公開拒否決定処分に対する審査請求書受理
10. 7	実施機関から審査会へ諮問書の提出
10. 24	実施機関から提出された非公開理由説明書の受理
2017. 2. 27	実施機関への意見聴取 審議
3. 27	答申

※審査請求人からの意見書の提出及び口頭意見陳述の申し出なし。

第16期藤沢市情報公開審査会委員名簿

(任期：2016年2月1日～2018年1月31日)

氏名	役職名等
◎ 安富 潔	慶應義塾大学名誉教授 弁護士 京都産業大学法務研究科客員教授
○ 小澤 弘子	弁護士
青木 孝	弁護士
金井 恵里可	文教大学国際学部准教授
河合 秀樹	弁護士

◎会長      ○職務代理者